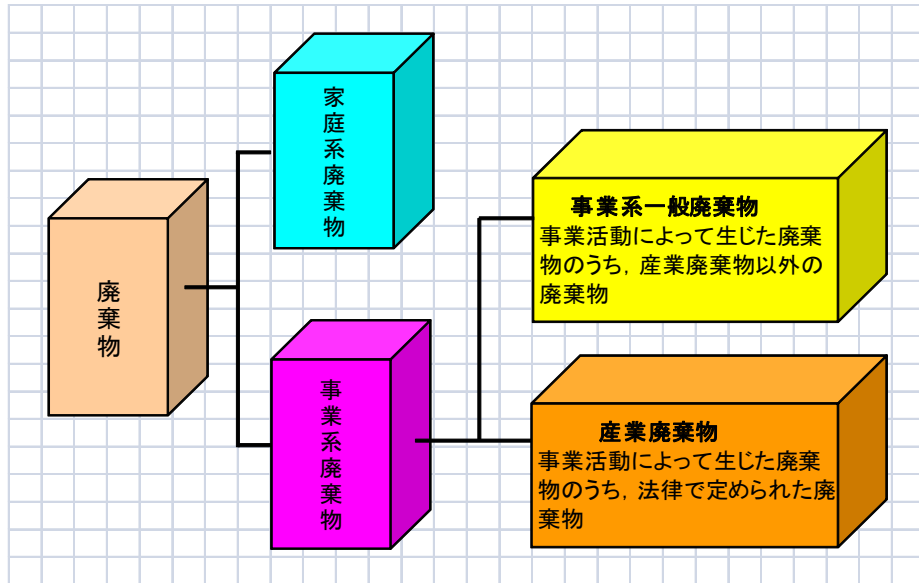


事業系ごみ対策について

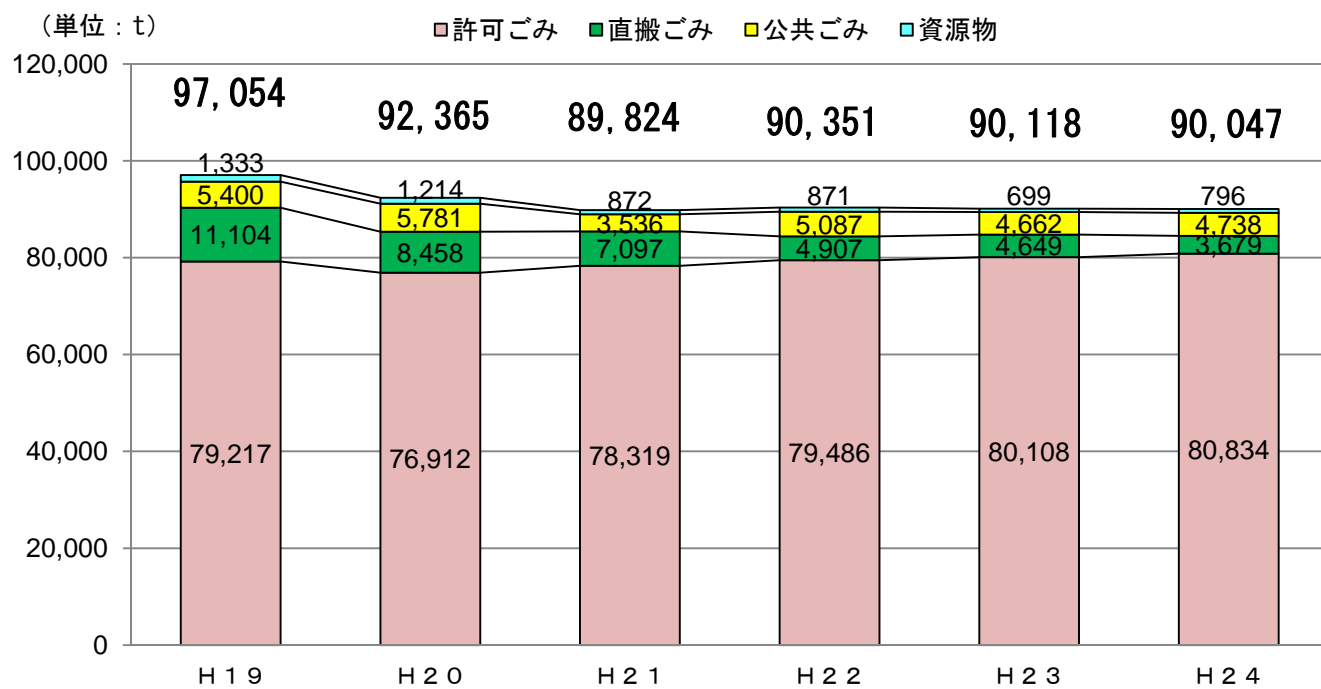
1 事業系ごみについて（法律上の区分）

- 廃棄物処理法では、廃棄物は「一般廃棄物」と「産業廃棄物」に区分される。
- 一般廃棄物は家庭系と事業系に分類され、事業系一般廃棄物は、事業系廃棄物のうち産業廃棄物を除いたものをいう。
- 事業系一般廃棄物は、産業廃棄物と定められている廃棄物以外で種類や量に関わらず事業活動の上で、発生するごみ全てを指し、事業活動とは、会社、商店や工場、さらに学校、官公署などの公共サービスを行っているところも含まれる。



【廃棄物処理法施行令で定める産業廃棄物（20種類）】
 燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック、紙くず※、木くず※、繊維くず※、動植物性残渣※、動物系固形不要物※、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、鉱さい、がれき類、動物のふん尿※、動物の死体※、ばいじん※、処理物（上記19種類の産業廃棄物を処分するために処理したもの）
 ※：業種指定あり
 なお、上記以外は一般廃棄物

2 事業系ごみ量の推移



許可ごみ・・・一般廃棄物収集運搬業の許可業者が排出事業者から委託され搬入したごみ
 直搬ごみ・・・排出事業者が自ら処理施設へ搬入したごみ
 公共ごみ・・・側溝汚泥・不法投棄・動物の死体・ボランティア清掃など
 資源・・・食品残渣（学校給食残渣・事業系食品残渣）の堆肥化分、公共施設から収集される資源物

3 近年の事業系ごみ対策の実施状況

施策の対象	施策の実施状況及び効果等
古紙類	<p>【周知】 古紙搬入規制チラシを1万部作成し、一般廃棄物収集運搬業許可業者から取引先に配布。周知徹底を依頼した（H24/10）。また、古紙組合からも普及強化の協力を得た。</p> <p>【展開検査】 毎週2回、事業系ごみの搬入物検査を行っており、処理施設での展開検査体制を強化している。周知効果もあって容易にリサイクルできる古紙の混入は少なく、規制対象物は約2,000kg/台の搬入ごみに対して10kg程度（約0.5%）である。再生可能な古紙が確認された場合は、排出先を調査し指導を行っている。年間の減量対象物は1.63t/年（0.59%）であるが、今後も再生可能な古紙の混入が増大しないよう展開検査を継続する。</p> <p>【訪問指導】 古紙の搬入規制を徹底させるため、中小の排出事業者約100社を訪問指導（H24/11～H25/2）したところ、ほぼ古紙のリサイクルは行われていた。リサイクルが行われていない事業者に対しては指導した。事業系ごみ減量見込みは2t/年程度。</p>
動植物性残さ	<p>主要な食料品製造業者約20社（許可可燃ごみを月5t以上排出する事業者）を重点的に訪問指導（H24/7～9）し、食品系廃棄物1,600t/年分の事業系ごみを堆肥化に誘導した。</p>
水銀・鉛含有廃棄物	<p>事業系水銀・鉛含有廃棄物の処理ガイドラインを作成・配布し、排出方法の周知を図るとともに、施設における展開検査を強化して排出状況の実態を調査した。</p>

4 一般廃棄物処理基本計画における事業系ごみ対策（施策の一覧）

基本方針2 事業系ごみの排出抑制と資源化の推進

